

# 霧島錦江湾国立公園霧島地区パークボランティア活動運営基本計画

## 1 活動運営の基本の方針

霧島地区パークボランティアは、霧島錦江湾国立公園霧島地域の保護と利用の適正な推進のため、以下に掲げる活動を行うとともに、円滑な活動の実施のため会員相互の情報交換と親睦を図る。

- (1) 国立公園利用者に対し、自然の紹介・自然の解説・自然との接し方についての説明等を実施し、国立公園の適正な利用を推進する。
- (2) 国立公園内の美化清掃・公園施設の軽微な維持補修・野生動植物の保護等の活動により、景観や自然環境の保全を図る。
- (3) 霧島地区の自然に関する調査を行い、利用者に情報提供する。
- (4) その他国立公園の管理に関する事項を実施する。

## 2 活動の運営体制

- (1) パークボランティア活動は、パークボランティア活動実施計画に基づき実施し、活動に対する指導・助言は、えびの管理官事務所がこれを行う。
- (2) パークボランティア相互の情報交換と親睦を図るため、霧島地区パークボランティアの会（以下「パークボランティアの会」という。）を組織するとともに、会則を定め、会の運営を円滑に行う。
- (3) パークボランティア活動実施計画は、毎年、本基本計画に定める「協力を依頼する活動の内容」に基づき、パークボランティアの会と協議の上、えびの管理官事務所が九州地方環境事務所の指導・助言を得て作成する。
- (4) パークボランティアに対する活動実施計画の周知、環境省主催行事への協力依頼等の各種連絡はえびの管理官事務所が行う。
- (5) パークボランティアの募集、登録は九州地方環境事務所が行う。
- (6) 活動実施中の事故防止及び緊急事態の対処法についてマニュアルを策定し、各パークボランティアに周知する。

## 3 協力を依頼する活動の内容

活動内容（項目・概要）	活動実施期間	活動実施区域
<p>(1) 自然解説活動等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・えびのエコミュージアムセンター、高千穂河原パークサービスセンター及び高千穂河原ビジターセンターの館内解説及び野外での自然解説</li><li>・九州地方環境事務所主催の観察</li></ul>	<p>原則として4月から翌年3月までの土、日、祝日（ただし、利用閑散期は除く） なお、利用最盛期は、平日も活動を行う。 随時</p>	霧島錦江湾国立公園霧島地域全域

会等の行事の補助 ・霧島地域の関係市町からの自然解説活動の要請に協力	随時	
(2) 美化清掃及び保護管理活動 ・えびの高原（池巡りコース等その周辺を含む）及び高千穂河原周辺の清掃 ・動植物の保護活動、パトロール ・登山道や標識等施設の軽微な維持補修	随時 随時 随時	
(3) 自然環境等調査 ・えびの高原及び高千穂河原の開花及び紅葉の状況を調査し、えびのエコミュージアムセンター及び高千穂河原パークサービスセンターにおいてリアルタイムで情報提供	4月から11月までの土、日、祝日の開花日及び紅葉日	

#### 4 研修及び登録に関する事項

##### (1) パークボランティアの研修

九州地方環境事務所は、パークボランティアの応募者に対し「養成研修」を随時開催する。また、知識・技能の向上のため「研修会」を年1回以上開催する。

##### (2) パークボランティアの登録

(1) の養成研修修了者で、本活動の趣旨に賛同し、霧島地域においてボランティアとして活動する意思のある者を九州地方環境事務所長が登録する。

##### (3) 登録期間は原則として2年間とする。ただし、途中で登録された場合はこの限りではない。

##### (4) 年間3回以上活動している者で、登録期間終了後も引き続き活動の継続意思のある場合には、登録更新ができる。

##### (5) パークボランティアの都合により活動できない事情が生じた場合は、本人の申し出により、九州地方環境事務所長の了承を得て、最長2年間の活動休止期間を設けることができる。休止期間中は、活動年数は加算しないものとする。

- (6) 登録の期間中であっても、本人の申出があった場合、若しくはパークボランティアとしてふさわしくない行為があった場合には、登録の取消ができるものとする。

## 5 活動に対する便宜供与

- (1) 活動中、身につける帽子・ワッペンは、全国統一のものをパークボランティア個人に貸与する。
- (2) パークボランティア活動の拠点は、えびのエコミュージアムセンター及び高千穂河原パークサービスセンターとする。
- (3) 活動に必要な文具、工作用具、備品・工具等は九州地方環境事務所で用意し、貸し出す。
- (4) 活動中の事故に対処するため、環境省の負担によりボランティア保険に加入する。
- (5) 活動地までの交通費及び活動中の食費等の経費は、自己負担とする。

## 6 その他活動の運営に関して明らかにしていくべき事項

- (1) 宮崎県、鹿児島県を始めとする関係行政機関、自然公園財団えびの支部及び高千穂河原支部など地域の関係団体との連携を図り、協力して活動を行うとともに、他地区のパークボランティアとの情報交換、交流等を行い相互の活動の向上を図る。
- (2) パークボランティアは、関係法令、監督者の指示を遵守しなければならない。
- (3) パークボランティアは、活動を通じて知った情報、特に個人に関するものを公表・持ち出してはならない。
- (4) パークボランティアは、施設、備品、名称について無断使用してはならない。

附則 一部改訂 令和 2年 2月 28日